

職場での「熱中症」による労働災害が多発しています！

～ 令和7年6月1日から熱中症対策が労働安全衛生規則で義務化されます ～

全国では熱中症により30名（令和6年）の方々が死亡し、そのうち、大阪府内では9名の方々が死亡しているもので、全国の3割以上の熱中症による死亡災害が大阪府内で発生しています。

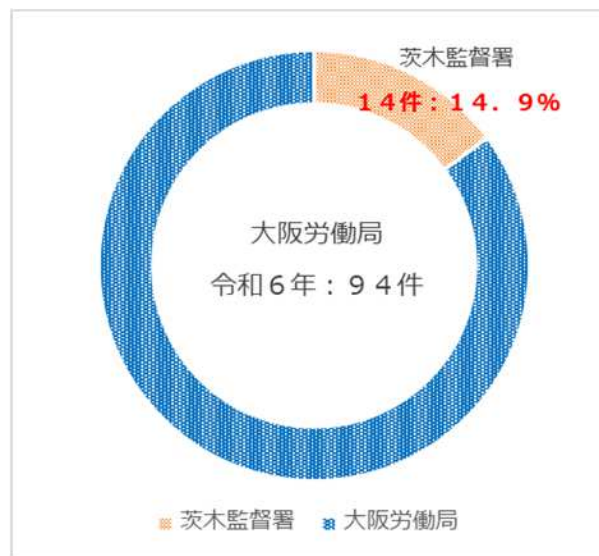


さらに、茨木労働基準監督署管内では14名（休業4日以上）の方々が熱中症により被災しており、死亡災害は発生していませんが、**大阪府全体（13監督署）の約15%を占めている現状**のため、事業場における熱中症対策の取組みの徹底が求められています。

職場における全国的な熱中症災害の多発を受けて、**熱中症災害時における緊急連絡体制や対応の整備等を事業者**に義務付けた改正労働安全衛生規則が令和7年6月1日に施行されますので、事業者の皆さまにおかれましては適切な対応をお願いいたします。

（全国及び大阪労働局における熱中症発生状況）

（令和6年 茨木署の熱中症発生状況）



「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施中！

大阪労働局では労働災害防止団体などと連携して、職場における熱中症の予防のために

キャンペーン期間：5月～9月（重点取組期間7月：準備期間：4月）

を展開し、重点的な取組を進めています。

各事業場では、事業者、労働者が協力して、**熱中症予防対策に取り組みましょう！**

なお、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」については、期間ごとの実施事項に重点的に取り組むことに加え、熱中症による死亡者を出さないために、少しでも異変を感じたら**病院へ運ぶまでは一人きりにしない**といった適切な措置を講じるようお願いいたします。



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

大阪労働局 茨木労働基準監督署



(R7.5)

事業者等の皆様へ

厚生労働省及び大阪労働局では、労働災害防止団体などと連携して、職場における熱中症の予防を展開し、重点的な取組を行っています。

各事業場においては、以下の資料やセミナーを活用するなど、事業者、労働者が協力して、熱中症予防対策への取組をお願いします。

熱中症対策の改正労働安全衛生規則に係るパンフレット等

職場における熱中症対策の強化について（パンフレット） **改正規則
（パンフレット）**
（令和7年6月1日に労働安全衛生規則が改正されます）



職場における熱中症対策の強化について（リーフレット） **改正規則
（リーフレット）**



令和7年 熱中症クールワークキャンペーン

「令和7年 STOP！熱中症クールワークキャンペーン」
（全国版リーフレット） **全国版
（リーフレット）**



「STOP！熱中症クールワークキャンペーンについて」
（令和7年度：大阪局リーフレット） **大阪局版
（リーフレット）**



事業場担当者向け熱中症対策に係るセミナー等

熱中症予防対策セミナー **セミナー
（リーフレット）**



熱中症対策セミナー

【～知って労働者を守る！熱中症の重篤化防止～】 **セミナー
（リーフレット）**



上記以外の熱中症対策の情報

大阪労働局ホームページ（職場における熱中症予防対策） **大阪労働局
ホームページ**
（熱中症災害の発生状況、各種資料【パンフ、動画資料等】）

